## 添付資料4

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について(平成29年3月31日20170316商局第9号)新旧対照表

○別添 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の例示基準

(改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に二重下線を付した規程は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。)

## 改正案 30. 調整器の調整圧力及び閉そく圧力並びに燃焼器の入口における液化石油ガスの圧力の確認方法 1~2. [略] 3. 圧力検知装置を用いる場合は、次の基準によるものとする。

- (1) 「略]
- (2) 圧力検知装置により測定された調整圧力を使用して燃焼器入口圧力を確認する場合は、次のいずれかの方法により行うこと。
  - ① 供給圧力差を測定して確認する方法
    - (i) 当該調整器が生活の用に供するものにあっては、<u>圧力検知装置設置場所</u>と燃焼器入口との間で、燃焼器に点火した場合の供給圧力差を測定するとともに、その測定値が、当該圧力検知装置が自動的に音響又は表示により警報を発する最低圧力と 2.0kPa との差圧より小さいこと及び燃焼状態が良好であることを確認すること。
    - (ii) 当該調整器が生活の用以外の用に供するものにあっては、<u>圧力</u> 検知装置設置場所と燃焼器入口との間で、燃焼器に点火した場合の供 給圧力差を測定するとともに、その測定値が、当該圧力検知装置が自

30. 調整器の調整圧力及び閉そく圧力並びに燃焼器の入口における液化石油ガスの圧力の確認方法

現行

1~2. 「略]

- 3. 圧力検知装置を用いる場合は、次の基準によるものとする。
- (1) [略]
- (2) 圧力検知装置の設置等は、次により行うこと。

## 「新設]

- ① 当該調整器が生活の用に供するものにあっては、<u>当該圧力検知装置を設置する際の圧力検知装置設置場所</u>と燃焼器入口との間で、燃焼器に点火した場合の供給圧力差を測定するとともに、その測定値が、当該圧力検知装置が自動的に音響又は表示により警報を発する最低圧力と 2.0kPa との差圧より小さいこと及び燃焼状態が良好であることを確認すること。
- ② 当該調整器が生活の用以外の用に供するものにあっては、当該 圧力検知装置を設置する際の圧力検知装置設置場所と燃焼器入口と の間で、燃焼器に点火した場合の供給圧力差を測定するとともに、そ

動的に音響又は表示により警報を発する最低圧力と当該燃焼器に適応した最低圧力との差圧より小さいこと、<u>当該調整器の容量</u>が燃焼器に適合したものであること及び燃焼状態が良好であることを確認すること。

「削除」

(iii) (i)(ii)の測定者、測定日、測定値について記載した関係帳票等を圧力検知装置、供給設備(容器及び高圧部に用いる管等を除く。)及び消費設備の変更(同一のものとの取替えを除く。)があるまで又は圧力検知装置の設置を中止するまで保管するものとする。

## ② 供給圧力差を計算して確認する方法

- (i) 当該調整器が生活の用に供するものにあっては、当該圧力検知 装置設置場所と燃焼器入口との間で、高圧ガス保安協会基準 KHKS0738 II.設計編等に基づいて燃焼器の最大ガス流量を流した時の圧力差を 算出するとともに、その算出値が、当該圧力検知装置が自動的に音響 又は表示により警報を発する最低圧力と 2.0kPa との差圧より小さい ことを確認すること。
- (ii) 当該調整器が生活の用以外の用に供するものにあっては、当該 圧力検知装置設置場所と燃焼器入口との間で、高圧ガス保安協会基準 KHKS0738 II. 設計編等に基づいて燃焼器の最大ガス流量を流した時 の圧力差を算出するとともに、その算出値が、当該圧力検知装置が自 動的に音響又は表示により警報を発する最低圧力と当該燃焼器に適 応した最低圧力との差圧より小さいこと及び当該調整器の容量が燃 焼器に適合したものであることを確認すること。

の測定値が、当該圧力検知装置が自動的に音響又は表示により警報を発する最低圧力と当該燃焼器に適応した最低圧力との差圧より小さいこと、<u>容量</u>が燃焼器に適合したものであること及び燃焼状態が良好であることを確認すること。

- ③ ①②については、圧力検知装置を設置する場合並びに圧力検知 装置、供給設備(容器及び高圧部に用いる管等を除く。)及び消費設備 を変更(同一のものとの取替えを除く。)する場合に行うものとする。
- ④ ①②の測定者、測定日、測定値について記載した関係帳票等を圧力検知装置、供給設備(容器及び高圧部に用いる管等を除く。)及び消費設備の変更(同一のものとの取替えを除く。)があるまで又は圧力検知装置の設置を中止するまで保管するものとする。

「新設]

(iii) (i)(ii)の圧力差を算出した者、算出日、算出根拠(ガス流量、配管径、配管長さ、継ぎ手の種類・数量を含む)について記載した関係帳票等を圧力検知装置、供給設備(容器及び高圧部に用いる管等を除く。)及び消費設備の変更(同一のものとの取替えを除く。)があるまで又は圧力検知装置の設置を中止するまで保管するものとする。

(3) [略]

(3) [略]

備考 表中の[]の記載は注記である。